

会費規程

第1条（目的）

本規程は、定款第6条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定める。

第2条（入会金及び会費）

1 本法人の会員は、次の入会金及び会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 入会金 0円 会費（月額） 5万円

(2) 賛助会員 入会金 0円 会費（月額） 個別相談

2 会費の納入は、当月分を当月末日までに支払う（末日が土日祝日の場合は前営業日までに支払う）。

附則

1 本規程は平成30年8月1日から施行する。